

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	子ども未来部 子ども保育課	
許 認 可 等 名	保育所等入所の承諾	
根 拠 法 令	子ども・子育て支援法施行規則	
根 拠 条 項	第1条の5	
連 絡 先	子ども保育課 入所・入園係 (電話：088-621-5193)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市における保育所等の利用希望者が定員を超過する場合には、児童福祉法第24条に基づき、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5に規定された保育を必要とする事由のほか、児童や兄弟姉妹、世帯の状況等について、次の基準事項、優先事項及び同指数時の調整表により、総合的に利用に関する調整を行う。</p> <p>【利用調整の方法】</p> <p>(1) 基準事項（保護者等のうち低い方を適用）＋優先事項（該当事項で加・減点）により合計指数を算出</p> <p>(2) 合計指数が高い方を優先して利用決定 ※ 兄弟姉妹間で指数が異なる場合は、指数が高い方を基準として判定</p> <p>(3) 同指数の場合は、同指数時の調整表により判定（順位が高い方を優先して利用決定）</p> <p>※ 利用調整を行った結果、担当課が入所可能と判断した場合であっても認可保育施設の入所態勢が整わない場合等には、入所できない場合がある。</p>
	参 考 事 項	徳島市保育所等利用調整基準
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 5年 8月10日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 日 (休日を除く・休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	入所希望月によって処理に要する期間が異なるため、申請時を始点とする標準処理期間は設定しない。なお、原則として、希望月の前月15日(当該日が閉庁日のときは、当該日の前日の開庁日)を翌月1日入所に係る申込締切日とし、希望月の前月20日頃に利用決定を行う。
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (令和 年 月 日最終変更)